事 務 連 絡 令和2年2月9日

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について(依頼)

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号。以下「指定令」という。)、検疫法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第12号)、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令(令和2年厚生労働省令第9号)及び検疫法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第10号)が施行されたところです。

今般、神奈川県横浜市に所在する港にクルーズ船が寄港し、同船において新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一時的に多数報告されていること等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送先の医療機関について下記の通りまとめましたので、御了知の上、関係各所への周知の程お願いいたします。

なお、今回の依頼に関しては、新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一部の地域で 一時的に多数報告されていること等を踏まえた暫定的な依頼であり、平時における感染 症対策に及ぶものではないことを申し添えます。

- 1 指定令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)においては、新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者については、原則、感染症指定医療機関における感染症病床に入院させなければならないこととなっているが、法第 19 条第 1 項ただし書において、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること、又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能となっていること。
- 2 具体的に、新型コロナウイルス感染症の患者等を医療機関に搬送する場合、以下の点 につき留意すること。
 - ①法第 19 条第 1 項ただし書に該当する場合であっても、基本的には、感染症指定医療機関に搬送すること(ただし、感染症病床に入院させる必要はないこと。)
 - ②医療機関においては各地域の住民に対する感染症に関する医療を提供する必要があること等に鑑みて、新型コロナウイルス感染症患者等を感染症指定医療機関における 感染症病床以外に入院させる場合、または、感染症指定医療機関以外の医療機関に搬 送する場合については、下記の点が確保されていること。
 - ・個室に入院させることが望ましいが、新型コロナウイルス感染症の診断が確定して いる患者においては、同一の病室で治療することも差し支えないこと
 - ・入院患者が使用するトイレが他の患者等とポータブルトイレ等の使用により共同使 用ではないこと
 - ・その他、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第38条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める感染症指定医療機関の基準」(平成11年3月19日厚生省告示第43号)及び「感染症指定医療機関の施設基準に関する手引きについて」(平成16年健感発各都道府県衛生主管部(局)長宛厚生労働省健康局結核感染症課長通知)を参考にしつつ、適切に病床を確保すること

<参考>

- ○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第 2 項の規定に 基づく厚生労働大臣が定める感染症指定医療機関の基準」(平成 11 年 3 月 19 日厚生 省告示第 43 号)
- ○「感染症指定医療機関の施設基準に関する手引きについて」(平成 16 年健感発第 0303001 号各都道府県衛生主管部(局)長宛厚生労働省健康局結核感染症課長通知)